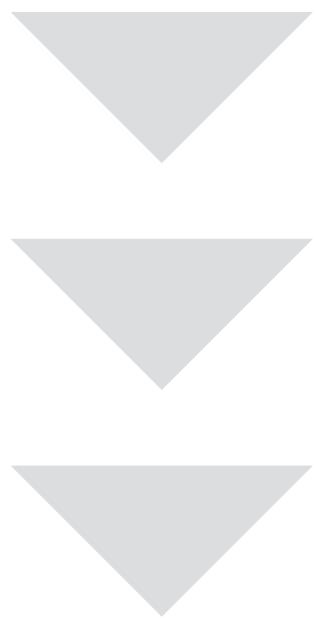


# 第 1 章

過去問解説講座 ▶ テキスト 124 頁

## 総 則





## 【労働安全衛生法に関する厚生労働省令の題名】(H13・23)

・ボイラー及び圧力容器 <b>安全</b> 規則 ・クレーン等 <b>安全</b> 規則 ・ゴンドラ <b>安全</b> 規則	<b>安全</b>
・有機溶剤中毒 <b>予防</b> 規則 ・鉛中毒 <b>予防</b> 規則 ・四アルキル鉛中毒 <b>予防</b> 規則 ・特定化学物質障害 <b>予防</b> 規則 ・石綿障害 <b>予防</b> 規則	<b>予防</b>
・電離放射線障害 <b>防止</b> 規則 ・酸素欠乏症等 <b>防止</b> 規則 ・粉じん障害 <b>防止</b> 規則	<b>防止</b>
・高気圧作業 <b>安全衛生</b> 規則	<b>安全衛生</b>
・事務所 <b>衛生</b> 基準規則	<b>衛生</b>
・機械等 <b>検定</b> 規則	<b>検定</b>

\* 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年制定)というのもあります。

平成23年度本試験(択一式問10)では、東日本大震災により新たに厚生労働省令が制定されたことを契機として、受験生に、「**安全**」と「**衛生**」との相違が理解できているかを試したものと思われます。

参考として、平成13年度本試験(択一式問8)を見てみましょう。出題者の意図を読み取ってみてください。

## 【平成13年度：択一式問題(問8)】

次に掲げる規則の名称のうち、労働安全衛生法に基づく規則として現に制定、施行されているものはどれか。

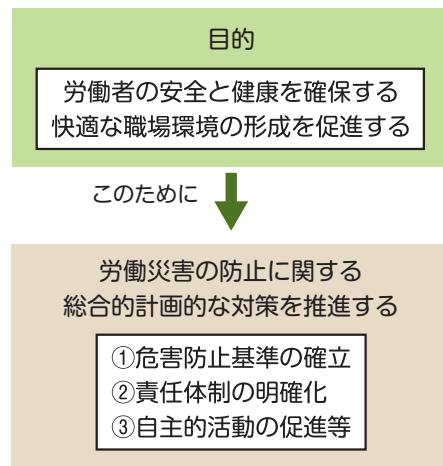
- A 機械等安全衛生規則
- B 騒音障害防止規則
- C 建設作業安全衛生規則
- D 腰痛障害防止規則
- E 高気圧作業安全衛生規則

\* 労働安全衛生法の世界に「安全規則は先人の血で書かれた文字である」という言葉があります。高度成長期の昭和30年代から40年代にかけて、労働災害による死者数は年間6,000人前後で推移していました。しかし、昭和47年の労働安全衛生法の制定を機に、死者数は激減します。このように、1つの法律が、大きく社会を変革する力があるということです。労働安全衛生法が無味乾燥で暗記ばかりの科目だとして苦手意識を持たれる受験生が少なくありませんが、労働安全衛生法も労働者の生命・身体を守る立派な労働法の1つです。労働安全衛生法に苦手意識を持たれている受験生は「安全規則は先人の血で書かれた文字である」という言葉を忘れずに、学習を進めてください。

## 第1項 目的等

### 1 ■ 目的 (法1条)

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。〈H10記・12・24選・R1選〉



※「危害防止基準」とは、労基法96条の2第1項中の「危害防止等に関する基準」に由来し、「危険と健康障害を防止するための基準」という意味です。

## 〔1〕沿革

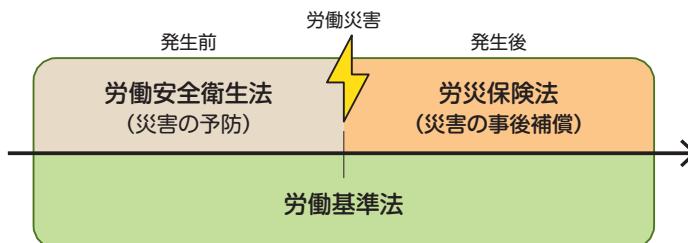
労働安全衛生法は、従来の労働基準法第5章（安全及び衛生）を中心として、労働災害防止団体等に関する法律の第2章（労働災害防止計画）及び第4章（労働災害の防止に関する特別規制）を統合したものを母体として技術革新、生産設備の高度化、元請下請労働者の混在作業などに伴う労働災害の防止対策を幅広く展開するための新しい規制事項を加えて成立したものです（昭和47年成立・施行）。

## 〔2〕労働基準法との関係

労働安全衛生法は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものであり、第1条（目的）、第3条第1項（事業者の責務）、労働基準法第42条（労働者の安全及び衛生に関する労働安全衛生法への委任）等の規定により、労働安全衛生法と労働条件についての「一般法」である労働基準法とは一体としての関係に立つものであることが明らかにされている。（昭47.9.18発基91号）（H15選・29・R2）

\*目的条文の「労働基準法と相まって」という部分を「ドッキング条項」と呼ぶことがあります。

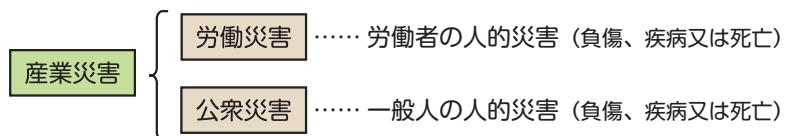
### 《三位一体の法律の関係》



## 2 ■ 定義 (法2条)

- (1) 「**労働災害**」とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は**作業行動**その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- (2) 「**労働者**」とは、労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く）をいう。
- (3) 「**事業者**」とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。 **(H26)**
- (4) 「**化学物質**」とは、元素及び化合物をいう。
- (5) 「**作業環境測定**」とは、作業環境の実態をは握るため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む）をいう。**(H30選)**

### 〔1〕労働災害



\* 「**作業行動**」には、重量物の運搬、危険な機械等の運転等の他、長時間労働なども含まれます

### 〔2〕事業者

「**事業者**」とは、その事業における経営主体のことをいい、したがって、個人企業にあってはその事業主個人、法人企業であれば法人そのもの (当該法人)を指すことになる。これは、労働基準法上の義務主体である「**使用者**」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その**安全衛生上の責任を明確にしたもの**である。なお、法人の代表者は事業者ではない。 **(H15・27選)**

### [3] デザイン

「デザイン」とは、測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために、当該作業場の諸条件に即した測定計画をたてることをいう。〈H30選〉

### [4] サンプリング

「サンプリング」とは、測定しようとする物の捕集等をいう。

### [5] 分析 (解析を含む)

「分析 (解析を含む)」とは、サンプリングした試料に種々の理化学的操作を加えて、測定しようとする物を分離し、定量し、又は解析することをいう。なお、「解析」とは、騒音計、温度計などの物理的測定機器を用いて物象の状態を分析することをいう。

## 3 ■ 適用範囲 (法115条)

### [1] 適用事業

労働者を使用するすべての事業

### [2] 適用除外 〈R2〉

次の①から⑤については、労働安全衛生法は適用除外となります。なお、⑤については、第2章（労働災害防止計画）以外の部分が適用除外となります。

- ① 同居の親族のみを使用する事業または事務所
- ② 家事使用人
- ③ 船員法の適用を受ける船員
- ④ 国家公務員
- ⑤ 鉱山保安法の規定による鉱山の保安



鉱山保安法の適用を受ける鉱山における保安（安全確保）については鉱山保安法の規定が適用され、労働安全衛生法の規定は、保安以外の事項（通気を除く衛生に関する事項）について適用される！